**声明　　　　　NATOを通じたウクライナへの「防衛装備品供与」は憲法違反**

**―憲法9条を持つ国として、徹底した平和外交で戦争解決の道を―**

岸田首相は3月21日、ウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談し、殺傷能力のない装備品40億円を北大西洋条約機構（NATO）の基金を通じて供与すると表明しました。「殺傷能力のない装備品」といえども、軍事機構であるNATOを介しての供与は、憲法9条に違反する軍事供与の一環です。そして、岸田首相が3月27日の参院本会議で「使途は指定した上で、今後細部を調整する」と答弁しているように、NATOを通じての供与では武器購入に使われない保障はありません。NATOとの軍事協力ではなく、非軍事・人道に徹する支援が必要ではないでしょうか。

ロシアのプーチン大統領は3月25日、「米国はNATOの欧州領土に戦術核兵器を配備してきた。ベラルーシとの間で同様の合意に達した」として、ベラルーシに戦術核兵器を配備することを明かにしました。これは同日、中国とロシアの首脳会談の共同声明の「すべての核保有国は、自国領土外に核兵器を配備すべきではなく、領土外配備の各兵器をすべて撤去すべき」を自らほごにするものであり、核兵器禁止条約が定めた核威嚇と他国への核配備禁止に反するものです。

ロシアのウクライナ侵略は、始まってから13ヵ月と長期化し、またプーチン大統領がたびたび核兵器使用の恫喝を行うもとで、極めて危険な事態となっています。岸田首相はゼレンスキー大統領に地元・広島産の「必勝しゃもじ」を贈りました。今求められのは、「戦争に勝て」との「必勝」ではなく、「戦争を終わらせよう」と呼びかける「平和」ではないでしょうか。今回の「しゃもじ」をお土産に持ってのウクライナ訪問、そして装備品の供与は、戦争に油を注ぐような行為であり、さらに戦争を激化させるものでしかありません

軍事対軍事では平和は生まれません。憲法9条を持つ日本の政府は、徹底した平和外交で、平和的手段による戦争解決の道を追求し、「ただちにロシアをウクライナから撤退」させるために奮闘すべきです。

2022年12月16日に閣議決定された安保3文書は、「戦後の我が国の安保保障政策を実践面からも大きく転換」させ、自衛隊の能力を抜本的に強化し、「敵基地攻撃能力」を保有する、即ち米軍と一体に相手国に攻め込むための能力を持つと宣言しました。また、その中で「防衛装備移転三原則」の運用指針見直しを検討するとしており、今回は「殺傷能力のない」装備品としましたが、岸田首相は「殺傷能力のある」武器輸出の解禁を狙っています。

**統一地方選挙で大軍拡に突き進む岸田政権に厳しい審判を**

今、安保3文書に基づく大軍拡の具体化が進められています。防衛省は、敵基地攻撃の報復としての化学、生物、核兵器などの反撃に耐えるよう、全国約300の自衛隊基地に保有している2万3000棟を「地下化・強靱化」する準備を進めています。まさに私たちの身近なところで「戦争を遂行する国」づくりが進められています。私たちのいのちと暮らしを守るために、今行われている統一地方選挙は、平和か戦争かが問われている、極めて重要な選挙です。憲法と地方自治をないがしろにして、大軍拡を進める岸田内閣、自民党、公明党、そして改憲を煽りたて続ける日本維新の会、国民民主党に、地方から厳しい審判を下しましょう。

　　　　　　　　　　　　　　　　　 2023年3月30日　憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

〒101 0051 東京都千代田区神田神保町 2 32 金子ビル 103

℡03 3261 9007 Fax03 3261 5453 メールアドレス： mail@kenpoukaigi.gr.jp